

【別添資料】受注者の審査・選定について

今回の公募では、以下の２つの委託業務の受注者を募集する。

- ① 障害者相談支援事業等（障害者相談支援事業、住宅入居等支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業）（以下「複合業務」という。）
 - ② 障害者相談支援事業（以下「単独業務」という。）
- 各事業者は、①複合業務と②単独業務のどちらにも応募することが可能である。
ただし、応募可能な地区は、１つの法人につき１地区のみとする。

【応募例】

- ・北部地区では、Ａ法人が「①複合業務」と「②単独業務」の両方を応募、Ｂ法人が「②単独業務」のみを応募する。
- ・西部地区では、Ｃ法人が「①複合業務」のみを、Ｄ法人が「①複合業務」と「②単独業務」の両方を、Ｅ法人が「②単独業務」のみを応募する。

（「南部地区及び東部地区」においても、考え方は「北部地区及び西部地区」と同様である。）

地区	北部地区・西部地区（パターン a）		北部地区・西部地区（パターン b）	
	北部地区	西部地区	北部地区	西部地区
① 複合業務	A 法人	C 法人	A 法人	C 法人
	①複合	①複合	①複合	①複合
	380 点	370 点	350 点	370 点
		D 法人		D 法人
② 単独業務		①複合		①複合
		360 点		360 点
	A 法人	D 法人	A 法人	D 法人
	②単独	②単独	②単独	②単独
② 単独業務	—	280 点	240 点	—
	B 法人	E 法人	B 法人	E 法人
	②単独	②単独	②単独	②単独
	—	260 点	250 点	—

【上記の応募例の場合の選定方法】

- （パターン a の場合）「①複合業務」において、「北部地区・西部地区」で応募したＡ法人、Ｃ法人及びＤ法人を比較し、最も点数が高いＡ法人を選定する。「①複合業務」を実施する事業者が北部地区で選定されたため、②単独業務を実施する事業者は西部地区から選定することとなり、北部地区では「②単独業務」の審査は行わない。西部地区で「②単独業務」を行う法人を選定する。西部地区で「②単独業務」に応募したＤ法人及びＥ法人のうち点数が高いＤ法人を「②単独業務」の受注者として選定する。
- （パターン b の場合）パターン a の場合と応募状況は同じであるが、①複合業務において、Ｃ法人が最も点数が高いため、複合業務は西部地区のＣ法人が選定される。よって、単独業務は北部地区から選定されることとなり、Ａ法人とＢ法人のうち、点数が高いＢ法人が単独業務の受注者として選定される。

【選定結果】

地区	北部地区・西部地区（パターン a）		北部地区・西部地区（パターン b）	
	北部地区	西部地区	北部地区	西部地区
① 複合業務	A 法人			C 法人
	①複合			①複合
	380 点			370 点
② 単独業務		D 法人	B 法人	
		②単独	②単独	
		280 点	250 点	